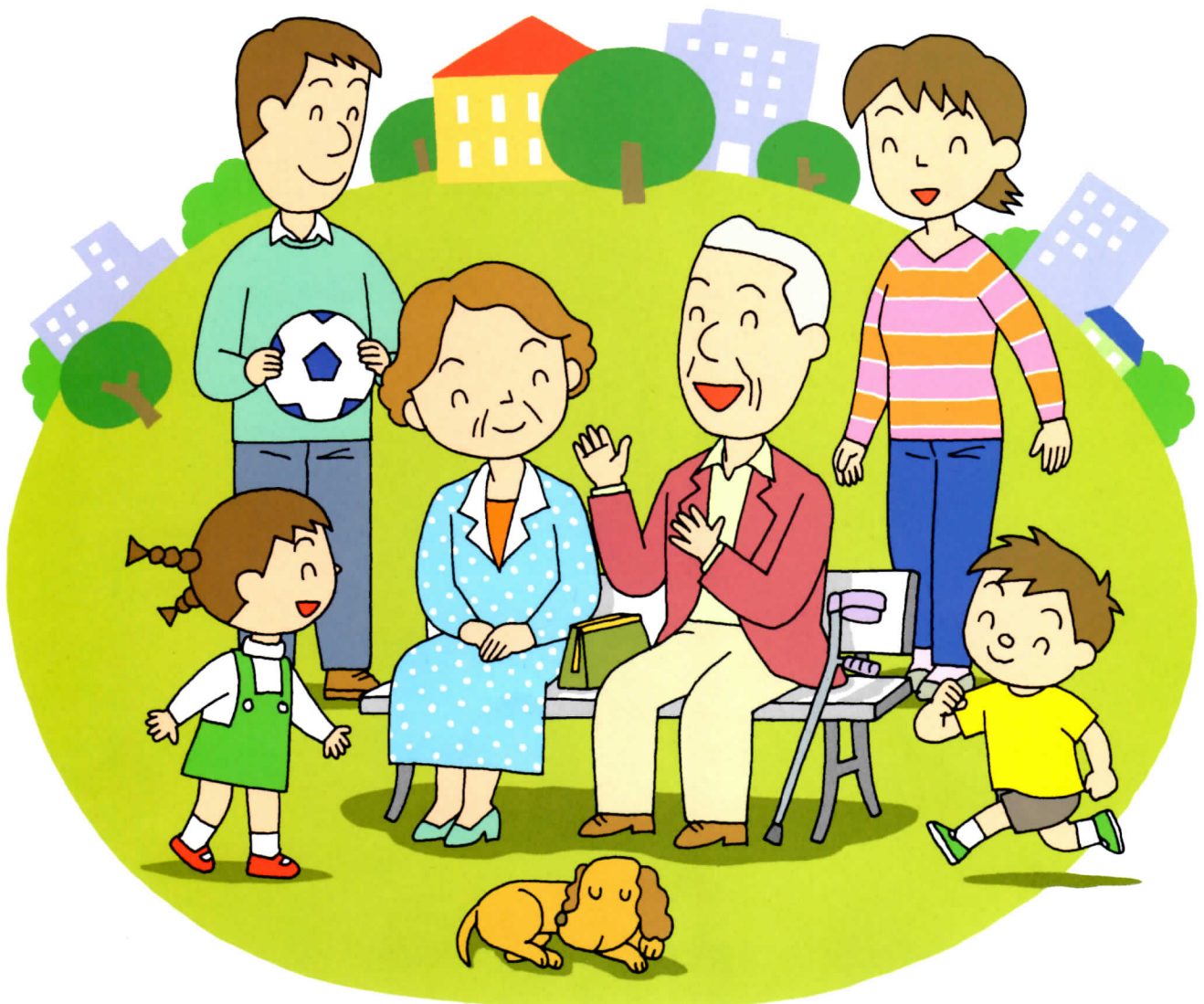


介護保険 サービスガイドブック

いつまでも このまちで 自分らしく



四日市市

はじめに

介護保険のサービスは、高齢になっても住み慣れた自宅で、自立した暮らしをつづけるための支援を行うことを目的としています。

サービスを適切に理解し、より上手に利用していくために、この冊子をお役立てください。

もくじ

◇介護保険のしくみ

高齢者の状態に応じたサービスが利用できます	2
-----------------------	---

◇在宅サービス

施設へ通所して受けるサービス

通所介護（デイサービス）	4
通所リハビリテーション（デイケア）	6

自宅に訪問を受けるサービス

訪問介護（ホームヘルプ）	8
訪問入浴介護	10
訪問リハビリテーション	11
訪問看護	12
居宅療養管理指導	14

自宅を介護しやすい環境に整えるサービス

福祉用具貸与	16
特定福祉用具販売	17
住宅改修費支給	18

施設に入所して受けるサービス

特定施設入居者生活介護	19
ショートステイ（短期入所生活介護／短期入所療養介護）	20

◇施設サービス

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	22
介護老人保健施設（老人保健施設）	22
介護療養型医療施設（療養病床等）	22

◇地域密着型サービス

認知症対応型通所介護	23
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	23
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	23

◇介護サービス・介護予防サービスの利用について

● 介護サービス・介護予防サービスを利用するまでの流れ	24
● 介護サービス・介護予防サービスのケアプラン作成の流れ	26
● よりよい事業者を選びましょう	28
● 介護保険サービス満足度チェック	29
● 介護予防（二次予防）事業	30
● 在宅介護支援センターと地域包括支援センター	31

※ 掲載している内容については、今後見直される場合があります。

高齢者の状態に応じたサービスが 利用できます

要支援 1

要支援 2



介護保険の対象者で、要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性の高い人など

要介護状態が重くならないように、生活機能を改善することを目的とした支援が必要

要介護 1

要介護 2

要介護 3

要介護 4

要介護 5



介護保険の対象者で、介護保険サービスによって、生活機能の維持・改善を図ることが適切な人など

自立した生活をおくれるように、日常生活におけるさまざまな介助が必要

要介護認定の
非該当

介護は必要ないが
虚弱な高齢者



介護保険の対象者にはならないが、生活機能が低下しているため、将来的に要介護・要支援となる可能性が高い人など

介護が必要な状態とならないため、また生活機能を損なわないための予防的サービスが必要



該当する人は、介護保険の
介護予防サービスを
利用できます
(予防給付)

次ページから  マークのサービスを参考
にしてください。



該当する人は、介護保険の
介護サービスを
利用できます
(介護給付)

次ページから  マークのサービスを参考
にしてください。



該当する人は、市の
介護予防事業を
利用できます
(二次予防事業)

30 ページの  マークのサービスを参考
にしてください。

介護保険の支給限度額

介護保険サービスを利用する際には、
要介護状態区分別に保険から給付される
上限額（支給限度額）が決められています。
利用者は、原則としてサービスにかっ
た費用の 1 割を自己負担します。

おもな在宅サービスの支給限度額

要介護状態区分	1か月の支給限度額
要支援1	4万9,700円
要支援2	10万4,000円
要介護1	16万5,800円
要介護2	19万4,800円
要介護3	26万7,500円
要介護4	30万6,000円
要介護5	35万8,300円



通所介護 (デイサービス)



要支援 1・2 の人

介護予防通所介護

通所介護施設で、食事や入浴といった日常生活上の支援などの共通的なサービスを行うほか、その人の目標に合わせた選択的サービス（運動器の機能向上、栄養改善、^{こうくう}口腔機能の向上、アクティビティなど）を行います。



要介護 1～5 の人

通所介護

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。また、難病やがん末期などの要介護者が、在宅で医療ケアを受ける療養通所介護費のサービスも行います。

- リフトバスなどによる送迎
- 看護師や保健師などによる健康チェックや日常動作訓練
- 入浴や食事の提供 ※食費については別途自己負担があります。
- レクリエーションなど高齢者同士の交流など



～サービス費用のめやす～

○介護予防通所介護

〈共通的服务〉

() 内は利用者負担

	要介護度	サービス費用
1 か月につき ※送迎、入浴を含む	要支援 1	22,260 円 (2,226 円)
	要支援 2	43,530 円 (4,353 円)

〈選択的サービス〉

() 内は利用者負担

	内 容	サービス費用
1 か月につき	運動器機能向上	2,250 円 (225 円)
	栄養改善	1,500 円 (150 円)
	口腔機能向上	1,500 円 (150 円)
	アクティビティ	530 円 (53 円)

○通所介護

●通常規模の事業所の場合

() 内は利用者負担

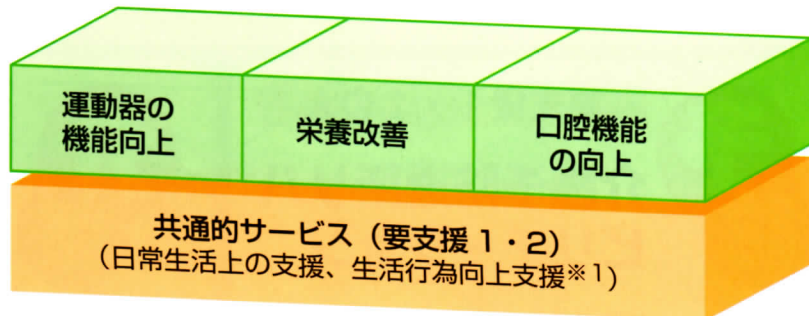
内 容	要介護度	サービス費用
6 時間以上 8 時間未満の場合 ※送迎を含む	要介護 1	6,770 円 (677 円)
	要介護 2	7,890 円 (789 円)
	要介護 3	9,010 円 (901 円)
	要介護 4	10,130 円 (1,013 円)
	要介護 5	11,250 円 (1,125 円)

●療養通所介護費 (6 時間以上 8 時間未満の場合) …… 15,000 円 (1,500 円)

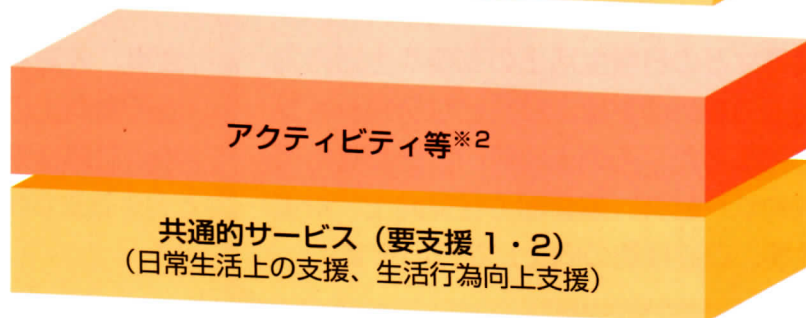


介護予防通所介護の利用のしかた

- 運動器の機能向上、栄養改善または口腔機能の向上を選択する場合（組み合わせて利用できます）



- 運動器の機能向上、栄養改善または口腔機能の向上を選択しない場合



※1 生活行為向上支援

さまざまな生活行為の中で利用者の能力を引き出し、在宅生活で実際にその能力が生かされるよう、身体的・精神的な支援を行います。

※2 アクティビティ等

現在、デイサービスで行う、主に集団活動に関するメニューのうち、介護予防に役立つサービスを行います。

おもな加算される金額

※ 介護サービス・介護予防サービスで加算の種類が変わる場合があります。
() 内は利用者負担

通所介護を利用する場合はサービス費用の自己負担とは別に料金がかかる場合があります。

- 算定対象時間超過の加算**……6時間以上8時間未満の利用時間を超えてサービスを利用する場合は、利用時間が8時間以上9時間未満の場合は500円(50円)、9時間以上10時間未満の場合は1,000円(100円)を加算します。
- 個別機能訓練加算**……利用者それぞれの状態を適切に考慮した個別の機能訓練実施計画を策定し、それに基づいたサービスを行った場合に、1日につき270円(27円)または420円(42円)を加算します。
- 入浴介助加算**……入浴介助を行った場合は、1日につき500円(50円)を加算します。
- 若年性認知症利用者受入加算**……若年性認知症の利用者に対して、利用者の特性などを適切に考慮した通所介護を行った場合に、1日

につき600円(60円)を加算します。

- 栄養改善加算**……低栄養状態にある利用者、またはそのおそれのある人に対して、管理栄養士などが栄養ケア計画を策定し、それに基づいたサービスを行った場合に、1回につき1,500円(150円)を加算します。
※ 原則3か月間のうちに月2回まで利用可
- 口腔機能向上加算**……口腔機能の低下している利用者、またはそのおそれのある人に対して、歯科衛生士などが口腔機能向上を目的としたサービスを行った場合に、1回につき1,500円(150円)を加算します。
※ 原則3か月間のうちに月2回まで利用可

通所リハビリテーション (デイケア)



要支援 1・2 の人

介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や医療機関などで、食事などの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援、リハビリテーションを行うほか、その人の目的に合わせた選択的サービス（運動器の機能向上、栄養改善、^{こうくう}口腔機能の向上）を行います。

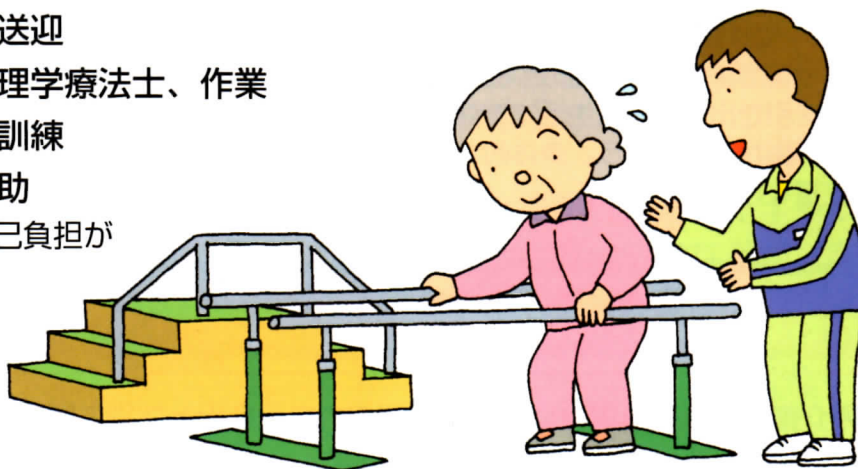


要介護 1～5 の人

通所リハビリテーション

介護老人保健施設や医療機関などで、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを、日帰りで行います。

- リフトバスなどによる送迎
- 医師の指示に基づく、理学療法士、作業療法士などによる機能訓練
- 食事の提供や入浴の介助
※ 食費については別途自己負担があります。
- レクリエーションなど
高齢者同士の交流
など



～サービス費用のめやす～

○介護予防通所リハビリテーション

〈共通サービス〉 () 内は利用者負担

	要介護度	サービス費用
1 か月につき ※送迎、入浴を含む	要支援 1	24,960 円 (2,496 円)
	要支援 2	48,800 円 (4,880 円)

〈選択的サービス〉 () 内は利用者負担

	内 容	サービス費用
1 か月につき	運動器機能向上	2,250 円 (225 円)
	栄養改善	1,500 円 (150 円)
	口腔機能向上	1,500 円 (150 円)

○通所リハビリテーション

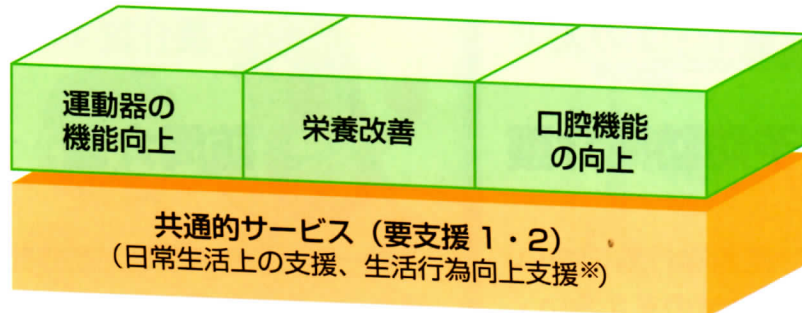
●通常規模の事業所の場合 () 内は利用者負担

内 容	要介護度	サービス費用
6 時間以上 8 時間未満の場合 ※送迎を含む	要介護 1	6,880 円 (688 円)
	要介護 2	8,420 円 (842 円)
	要介護 3	9,950 円 (995 円)
	要介護 4	11,490 円 (1,149 円)
	要介護 5	13,030 円 (1,303 円)



介護予防通所リハビリテーションの 利用のしかた

- 基本的に、運動器の機能向上、栄養改善または口腔機能の向上のサービスを組み合わせて選択



※ 生活行為向上支援

さまざまな生活行為の中で利用者の能力を引き出し、在宅生活で実際にその能力が生かされるよう、身体的・精神的な支援を行うサービスです。あわせてリハビリテーションも行います。

おもな加算される金額

※ 介護サービス・介護予防サービスで加算の種類が変わる場合があります。
() 内は利用者負担

通所リハビリテーションを利用する場合は、サービス費用の自己負担とは別に料金がかかる場合があります。

- **算定対象時間超過の加算**……6 時間以上 8 時間未満の利用時間を超えてサービスを利用する場合は、利用時間が 8 時間以上 9 時間未満の場合は 500 円 (50 円)、9 時間以上 10 時間未満の場合は 1,000 円 (100 円) を加算します。
- **通所リハビリ計画の加算**……介護老人保健施設であって理学療法士、作業療法士が家庭を訪問し、診察、運動機能検査などを行い、通所リハビリ計画の作成などを行う場合は、月 1 回を限度として 5,500 円 (550 円) を加算します。
- **短期集中リハビリテーション実施加算**……退院・退所直後に短期集中的にリハビリテーションを行った場合に加算します。
退院・退所または認定日から起算して 1 か月以内の利用の場合は 1 日につき 2,800 円 (280 円)、1 か月を超えて 3 か月以内の場合は 1 日につき 1,400 円 (140 円) を加算します。
- **個別リハビリテーション実施加算**……退院・退所または認定日から起算して 3 か月を超えて個別リハビリテーションを行った場合は 1 か月に 13 回までを限度として 1 日につき 800 円 (80 円) を加算します。
- **入浴介助加算**……入浴介助を行った場合は、1 日につき 500 円 (50 円) を加算します。
- **若年性認知症利用者受入加算**……若年性認知症の利用者に対して、利用者の特性などを適切に考慮した通所リハビリテーションを行った場合に、1 日につき 600 円 (60 円) を加算します。
- **栄養改善加算**……低栄養状態にある利用者、またはそのおそれのある人に対して、管理栄養士などが栄養ケア計画を策定し、それに基づいたサービスを行った場合に、1 回につき 1,500 円 (150 円) を加算します。
※ 原則 3 か月間のうちに月 2 回まで利用可
- **口腔機能向上加算**……口腔機能の低下している利用者、またはそのおそれのある人に対して、歯科衛生士などが口腔機能向上を目的としたサービスを行った場合に、1 回につき 1,500 円 (150 円) を加算します。
※ 原則 3 か月間のうちに月 2 回まで利用可

訪問介護（ホームヘルプ）



要支援 1・2 の人

介護予防訪問介護

利用者が自力では困難な行為について、同居家族の支援や地域の支え合い・支援サービスなどが受けられない場合に、ホームヘルパーが居宅を訪問してサービスを行います。



要介護 1～5 の人

訪問介護

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。通院などを目的とした、乗降介助（いわゆる介護タクシー）も利用できます。



～サービス費用のめやす～

○介護予防訪問介護

（ ）内は利用者負担

	要介護度	内 容	サービス費用
1 か月につき	要支援 1・2	週 1 回程度の利用	12,340 円 (1,234 円)
		週 2 回程度の利用	24,680 円 (2,468 円)
	要支援 2	週 2 回程度を超える利用	40,100 円 (4,010 円)

※身体介護・生活援助の区分はありません。
※乗車・降車等介助は利用できません。

身体介護

- 食事や入浴、排せつの介助
- 衣類の着脱や体位変換
- 洗髪、つめ切り、身体^{せしき}の清拭
- 通院の付添い
など



生活援助

- 食事の用意、衣類の洗濯や補修、掃除、買い物
- 主治医や保健師など関係機関との連絡
など



※ 介護予防訪問介護では「身体介護」と「生活援助」の区分はありません。

相談や助言

- 生活上の不安や介護に関する相談
など



通院時の乗車・降車等の介助

- 通院などの際の、乗車・降車の介助および乗車前・降車後の移動の介助



※ 要支援の人は利用できません。また、移送にかかる費用は別途自己負担となります。

○訪問介護

() 内は利用者負担

内 容		サービス費用
身体介護	30 分未満	2,540 円 (254 円)
	30 分以上 1 時間未満	4,020 円 (402 円)
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	5,840 円 (584 円)
生活援助	30 分以上 1 時間未満	2,290 円 (229 円)
	1 時間以上	2,910 円 (291 円)
通院時の乗車・降車等介助	1 回につき ※要支援の人は利用できません。	1,000 円 (100 円)

※ 早朝、夜間、深夜などは加算があります。

訪問入浴介護



要支援 1・2 の人

介護予防 訪問入浴介護

居宅に浴室がない場合や、感染症などの理由からその他の施設における浴室の利用が困難な場合などに限定して、訪問による入浴介護を行います。



要介護 1～5 の人

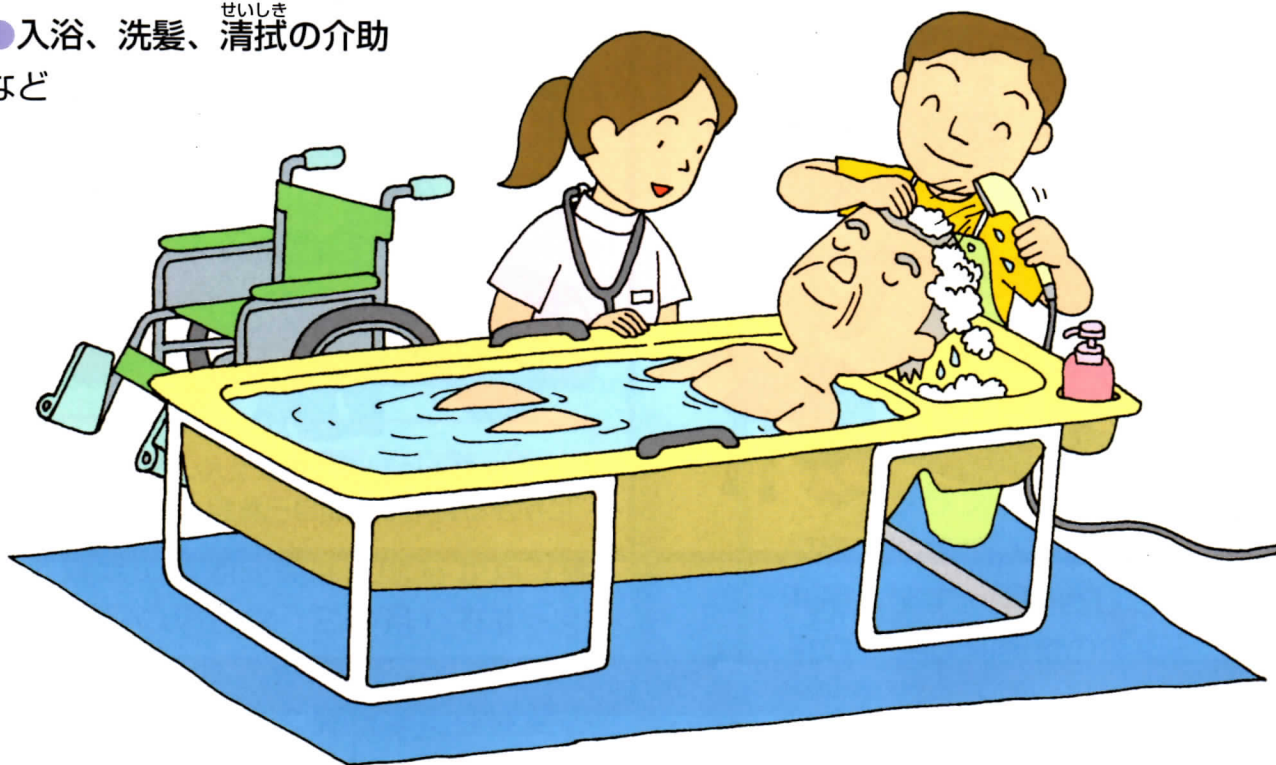
訪問入浴介護

介護職員と看護職員が居宅を訪問し、浴槽を提供しての入浴介護を行います。

●看護師などによる健康チェック

●入浴、洗髪、^{せいしき}清拭の介助

など



～サービス費用のめやす～

○介護予防訪問入浴介護 () 内は利用者負担

内 容	サービス費用
1 回	8,540 円 (854 円)

○訪問入浴介護 () 内は利用者負担

内 容	サービス費用
1 回	12,500 円 (1,250 円)

訪問リハビリテーション



要支援 1・2 の人

介護予防訪問 リハビリテーション

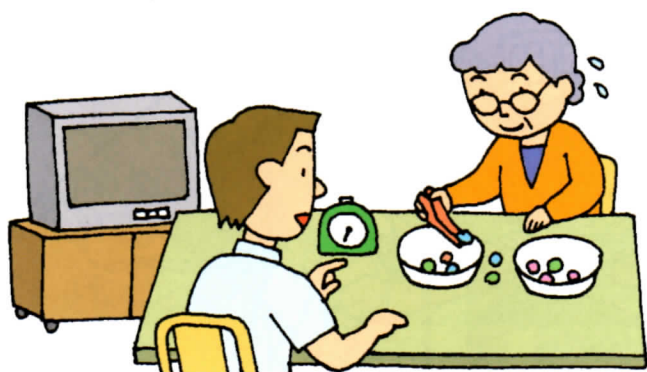
居宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問により短期集中的なリハビリテーションを行います。



要介護 1～5 の人

訪問 リハビリテーション

居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問により短期集中的なリハビリテーションを行います。



- 手芸、工芸などの手先の訓練、作業補装具の利用による機能訓練（作業療法）
 - マッサージ、運動、入浴などによる機能訓練（理学療法）
- など

～サービス費用のめやす～

○介護予防訪問リハビリテーション

() 内は利用者負担

内 容	サービス費用
1 回につき※	3,050 円 (305 円)

※ 20 分間リハビリテーションを行った場合

○訪問リハビリテーション

() 内は利用者負担

内 容	サービス費用
1 回につき※	3,050 円 (305 円)

※ 20 分間リハビリテーションを行った場合

おもな加算される金額

※ 介護サービス・介護予防サービスで加算の種類が変わる場合があります。
() 内は利用者負担

介護予防訪問リハビリテーションまたは訪問リハビリテーションを利用する場合は、サービス費用の自己負担とは別に料金がかかる場合があります。

- 短期集中リハビリテーション実施加算……
退院・退所直後に短期集中的にリハビリテーションを行った場合に加算します。
退院・退所または認定日から起算して 1 か月以内の利用の場合は 1 日につき 3,400 円

(340 円)、1 か月を超えて 3 か月以内の場合は 1 日につき 2,000 円 (200 円) をそれぞれ加算します。

訪問看護



要支援 1・2 の人

介護予防訪問看護

疾患などを抱えている人について、看護師などが居宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や、診療の補助を行います。



要介護 1～5 の人

訪問看護

疾患などを抱えている人について、看護師などが居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。



～サービス費用のめやす～

○介護予防訪問看護

() 内は利用者負担

内 容		サービス費用
訪問看護 ステーション から	20分未満 (早朝や夜間、深夜のみ)	2,850 円 (285 円)
	30分未満	4,250 円 (425 円)
	30分以上 1時間未満	8,300 円 (830 円)
	1時間以上 1時間30分未満	11,980 円 (1,198 円)
病院または 診療所から	20分未満 (早朝や夜間、深夜のみ)	2,300 円 (230 円)
	30分未満	3,430 円 (343 円)
	30分以上 1時間未満	5,500 円 (550 円)
	1時間以上 1時間30分未満	8,450 円 (845 円)

○訪問看護

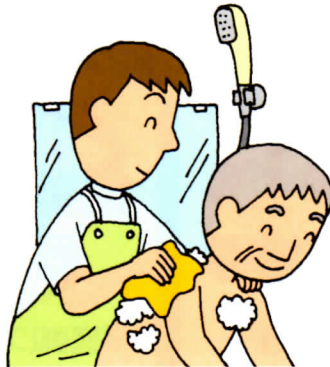
() 内は利用者負担

内 容		サービス費用
訪問看護 ステーション から	20分未満 (早朝や夜間、深夜のみ)	2,850 円 (285 円)
	30分未満	4,250 円 (425 円)
	30分以上 1時間未満	8,300 円 (830 円)
	1時間以上 1時間30分未満	11,980 円 (1,198 円)
病院または 診療所から	20分未満 (早朝や夜間、深夜のみ)	2,300 円 (230 円)
	30分未満	3,430 円 (343 円)
	30分以上 1時間未満	5,500 円 (550 円)
	1時間以上 1時間30分未満	8,450 円 (845 円)

● 血圧や脈拍など病状のチェック



● 食事や入浴、排せつの介助



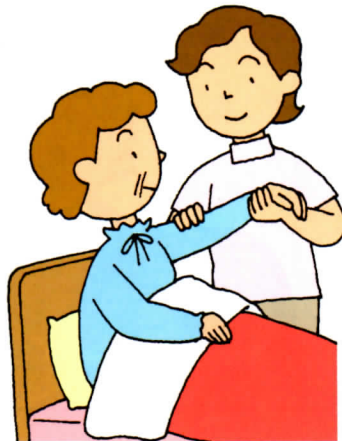
● 床ずれの予防や処置



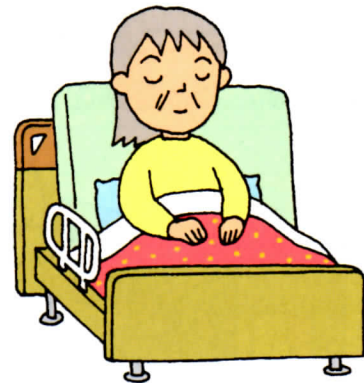
● 経管栄養のチューブや尿の管、在宅酸素療法に使う機器などの管理や医療処置



● 機能訓練



● ターミナルケア（終末期医療）



おもな加算される金額

※ 介護サービス・介護予防サービスで加算の種類が変わる場合があります。
() 内は利用者負担

介護予防訪問看護または訪問看護を利用する場合は、サービス費用の自己負担とは別に料金がかかる場合があります。

● 緊急時訪問看護加算……特別な管理が必要な状態の人で、夜間帯に計画外の訪問を行う場合は、指定訪問看護ステーションが行う場合、1 か月につき 5,400 円 (540 円) を加算します。また、指定訪問看護を担当する医療機関が行う場合は 1 か月につき 2,900 円 (290 円) を加算します。

● ターミナルケア加算……在宅で亡くなったサービス利用者について、その亡くなる 14 日以内に 2 回以上ターミナルケアを行った場合、その亡くなった月につき 20,000 円 (2,000 円) を加算します。

居宅療養管理指導



要支援 1・2 の人

介護予防 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、介護予防などを目的とした療養上の管理や指導を行います。



要介護 1～5 の人

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

- 医師による療養上の管理や指導
 - 家族に対する看護方法の指導
 - 歯科医師による管理や指導
 - 薬剤師による服薬の管理や指導
- など



～サービス費用のめやす～

○介護予防居宅療養管理指導／居宅療養管理指導

() 内は利用者負担

内 容	利用限度回数	サービス費用
医師または歯科医師が行う場合	1 か月に 2 回	5,000 円 (500 円)
医療機関の薬剤師が行う場合	1 か月に 2 回	5,500 円 (550 円)
薬局の薬剤師が行う場合	1 か月に 4 回	5,000 円 (500 円)

在宅で療養管理のお手伝いをします

医師・歯科医師 が行うサービス

- 医学的な管理を踏まえたサービス計画を作成するためのアドバイスをします。また、サービスを利用するうえでの注意点や指導を行います。
- 利用者が希望する療養上の疑問などに必要なアドバイスをします。

薬剤師が 行うサービス

- 医師または歯科医師の指示に基づいて、居宅を訪問し、薬学的な管理を踏まえた指導計画を作ります。
- 利用者が特別な薬剤（疼痛緩和のための薬）の投薬を行う場合、その使用に関する必要な管理指導を行います。
- 利用者が希望する療養上の疑問などに必要なアドバイスをします。

管理栄養士が 行うサービス

- 医師の指示に基づいて、特別食を必要とする利用者に対して居宅を訪問し、具体的な献立を提案します。または実際にその献立に基づいた料理を作ります。
- 利用者が希望する療養上の疑問などに必要なアドバイスをします。

歯科衛生士等が 行うサービス

- 歯科医師の指示に基づいて、居宅を訪問し、療養上の口腔または義歯の清掃指導、清掃をします。
- 利用者が希望する療養上の疑問などに必要なアドバイスをします。

看護職員が 行うサービス

- 医師の指示に基づいて、通院が困難な利用者の居宅を訪問し、療養上の相談や支援をします。

**医療保険からの
サービスは
利用できません**

居宅療養管理指導を利用する人は、医療保険からの同様のサービス（訪問薬剤管理指導、訪問栄養食事指導など）は受けられません。

ただし、居宅療養管理指導に該当しない医療保険による診療は、保険給付が受けられます。

（ ）内は利用者負担

内 容	利用限度回数	サービス費用
管理栄養士が行う場合	1 か月に 2 回	5,300 円 (530 円)
歯科衛生士等が行う場合	1 か月に 4 回	3,500 円 (350 円)
看護職員が行う場合	(サービスの提供を開始してからの) 2か月の間に1回	4,000 円 (400 円)

福祉用具貸与



要支援 1・2 の人

介護予防 福祉用具貸与

介護予防に役立つ福祉用具を貸与します。



要介護 1～5 の人

福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。

福祉用具貸与 の対象品目

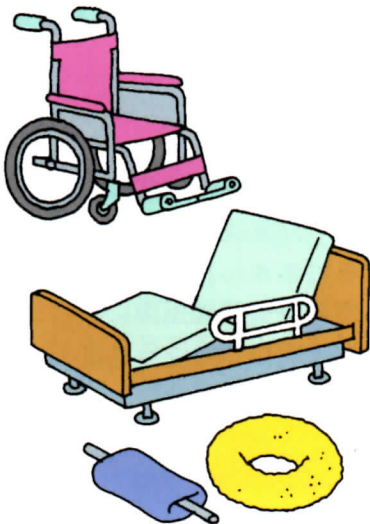
◆ 要支援 1・2 および要介護 1 の人の対象用具

● 要介護 2～5 の人の対象用具

※ 下記◆印の品目以外については、要支援 1・2 と要介護 1 の人は原則として保険給付の対象となりません（ただし必要と認められる場合は、例外的に対象となります）。



- 車いす
- 車いす付属品
- 特殊寝台
- 特殊寝台付属品
- 床ずれ防止用具
- 体位変換器



- ◆ 手すり（工事をともなわないもの）
- ◆ スロープ（工事をともなわないもの）
- ◆ 歩行器
- ◆ 歩行補助つえ
- 認知症老人徘徊感知機器^{はいかい}
- 移動用リフト（つり具を除く）

福祉用具の貸与については使用期間をあらかじめ限定し、定期的にその必要性を見直していきます。

～サービス費用のめやす～

○介護予防福祉用具貸与／福祉用具貸与

内 容	サービス費用
福祉用具のレンタル	対象品目によって異なります（費用の1割が利用者負担）

生活に役立つ用具を購入しよう

特定福祉用具販売(福祉用具購入費の支給)

購入前にケアマネジャー等を通じて支給の申請が必要です!!



要支援 1・2 の人

特定介護予防 福祉用具販売

介護予防に役立つ入浴や排せつなどに使用する福祉用具を販売します。



要介護 1～5 の人

特定福祉用具販売

入浴や排せつなどに使用する福祉用具を販売します。

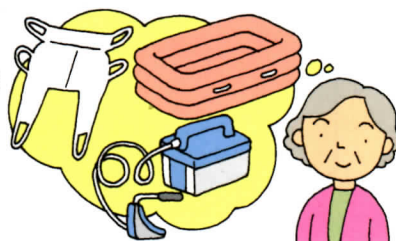
特定福祉用具販売 の対象品目

◆ 要支援 1・2 および要介護 1 の人の対象用具

● 要介護 2～5 の人の対象用具

※ 利用者の状態に応じて要介護状態を悪化させるおそれがある用品については対象とならない場合があります。

- ◆ 腰掛け便座
(ポータブルトイレなど)
- ◆ 入浴補助用具
(入浴用いす、入浴台など)
- ◆ 特殊尿器
- ◆ 簡易浴槽
- ◆ 移動用リフトのつり具



三重県の指定を受けた事業所で販売される特定福祉用具を購入した場合に限り、福祉用具購入費が支給されます。

●自分に合った適切な用具 を使いましょう

利用者にとって適切ではない用具を使うと、心身機能の低下を招くことがあります。利用する人の状態や生活スタイル、介護者の状況をしっかりと把握し、利用の目的を明確にしておきましょう。

●利用するときの注意点

- 利用者の心身機能を把握する
- 用具を使う目的をはっきりさせる
- 目的に合った用具を選ぶ
- 自分の体に合っているか試してみる※
- 利用した効果を確認する

※ 用具の性質上、試用や調整ができないものもあります。

～サービス費用のめやす～

○特定介護予防福祉用具販売／特定福祉用具販売

内 容	購入費用
福祉用具の購入	同一年度(4～翌年3月)で上限10万円(保険給付は9万円まで)

住宅改修費支給

工事前にケアマネジャー等を通じて支給の申請が必要です!!



要支援 1・2 の人

**介護予防住宅
改修費支給**

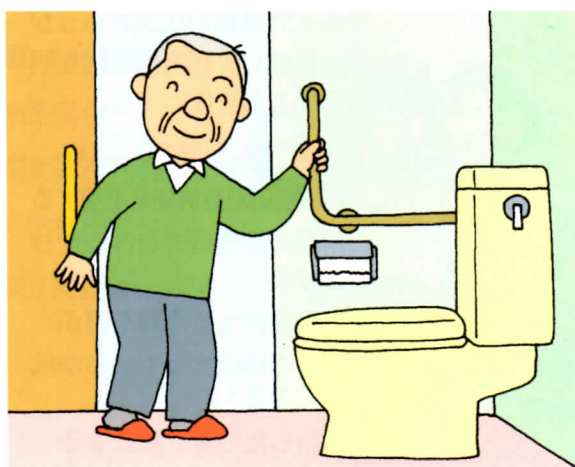
手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をする際、20 万円を上限に費用を支給します。



要介護 1～5 の人

住宅改修費支給

- ①廊下や階段、浴室やトイレなどへの手すり設置
- ②段差解消のためのスロープ設置など
- ③滑り防止などのための床または通路面の材料の変更



- ④引き戸などへの扉の取り替えなど
- ⑤洋式便器などへの便器の取り替え
- ⑥上記（①～⑤）の改修にともなって必要となる工事

※ 玄関から道路までの通路部分についても住宅改修費の対象となります。

～サービス費用のめやす～

○介護予防住宅改修費支給／住宅改修費支給

内 容	購入費用
住宅改修	原則として同一住宅で上限20万円（保険給付は18万円まで）

特定施設入居者生活介護



要支援 1・2 の人

介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している高齢者が、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を受けられます。



要介護 1～5 の人

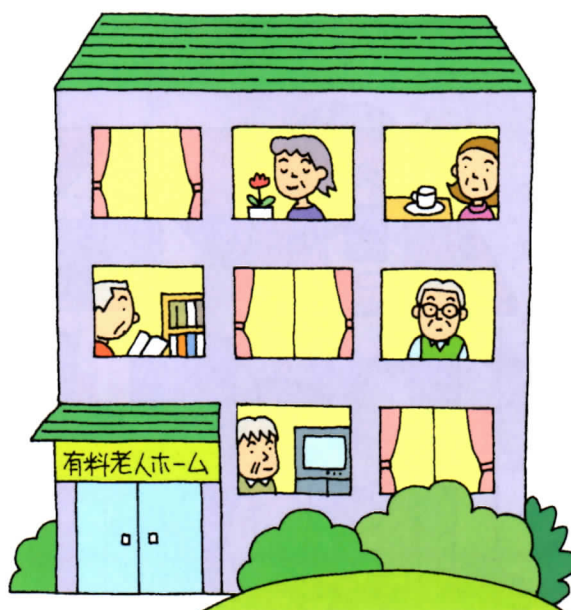
特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している高齢者が、日常生活上の支援や介護を受けられます。

- 食事、入浴、排せつの介助
- 日常生活の世話
- 機能訓練
- など

定員 30 人以上の 特定施設に入居した場合

入居する介護専用型特定施設（有料老人ホーム）が定員 30 人以上の場合、住所地特例が適用されます。これにより、他市区町村にある施設を利用しても、住所変更前の市区町村に保険料を納め、保険給付を受けることになります。



～サービス費用のめやす～

○介護予防特定施設入居者生活介護

() 内は利用者負担

	要介護度	サービス費用
1日につき	要支援 1	2,030 円 (203 円)
	要支援 2	4,690 円 (469 円)

○特定施設入居者生活介護

() 内は利用者負担

	要介護度	サービス費用
1日につき	要介護 1	5,710 円 (571 円)
	要介護 2	6,410 円 (641 円)
	要介護 3	7,110 円 (711 円)
	要介護 4	7,800 円 (780 円)
	要介護 5	8,510 円 (851 円)

ショートステイ（短期入所生活介護
短期入所療養介護）

要支援 1・2 の人



介護予防
短期入所生活介護
介護予防
短期入所療養介護

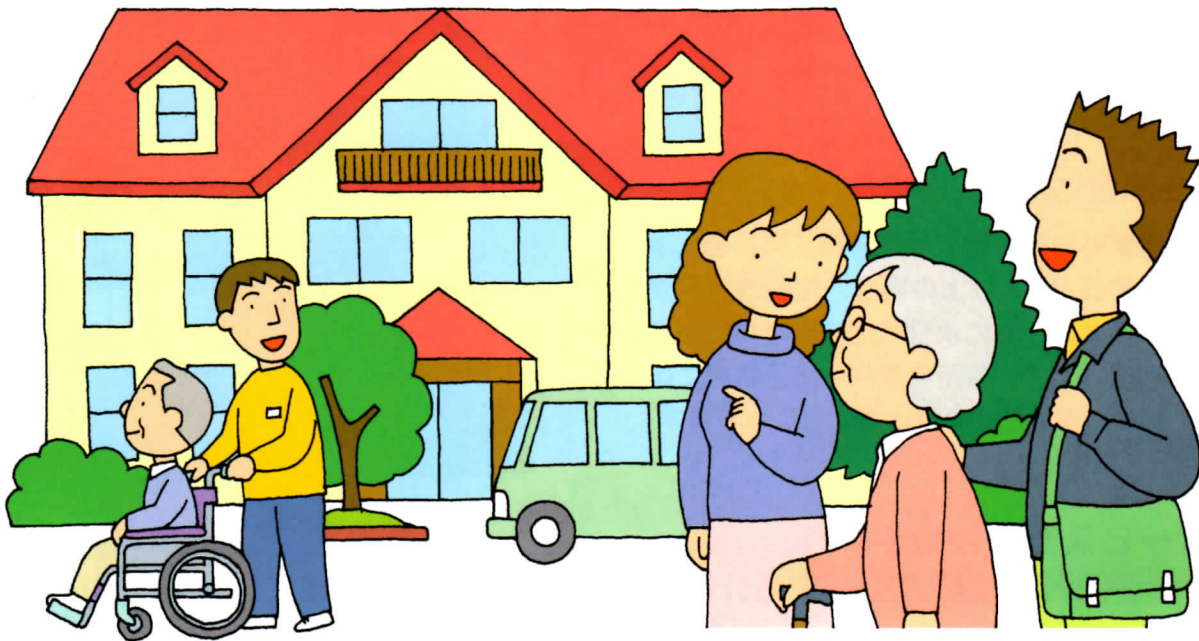
介護老人福祉施設や医療施設などに短期
間入所して、介護予防を目的とした日常生
活上の支援や機能訓練などを受けられます。

要介護 1～5 の人



短期入所生活介護
短期入所療養介護

介護老人福祉施設や医療施設などに短
期間入所して、日常生活上の支援や機能
訓練などを受けられます。



～サービス費用のめやす～

○介護予防短期入所生活介護（ ）内は利用者負担
●介護老人福祉施設〔併設型・多床室〕を利用の場合

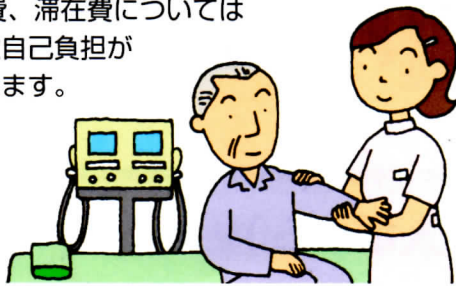
	要介護度	サービス費用
1日につき	要支援 1	5,140 円 (514 円)
	要支援 2	6,330 円 (633 円)

○介護予防短期入所療養介護（ ）内は利用者負担
●介護老人保健施設〔多床室〕を利用の場合

	要介護度	サービス費用
1日につき	要支援 1	6,310 円 (631 円)
	要支援 2	7,850 円 (785 円)

- 食事※、入浴、排せつの介助
- 看護師などによる機能訓練

※食費、滞在費については別途自己負担があります。



- 理学療法士などによる機能訓練
- 医師の診療（短期入所療養介護の場合）



ショートステイを利用するときの注意点

ショートステイはあくまでも在宅生活を継続していくために利用するサービスです。

利用する際には、右記の点に注意しましょう。

■ショートステイを連続して利用できる日数は30日までとなります。

■連続して30日を超えない日数であっても、ショートステイの利用日数は要介護認定等の有効期間のおおむね半数を超えないことをめやすとしています。

～サービス費用のめやす～

○短期入所生活介護

() 内は利用者負担

●介護老人福祉施設〔併設型・多床室〕を利用の場合

	要介護度	サービス費用
1日につき	要介護1	7,030 円 (703 円)
	要介護2	7,740 円 (774 円)
	要介護3	8,440 円 (844 円)
	要介護4	9,150 円 (915 円)
	要介護5	9,850 円 (985 円)

○短期入所療養介護

() 内は利用者負担

●介護老人保健施設〔多床室〕を利用の場合

	要介護度	サービス費用
1日につき	要介護1	8,450 円 (845 円)
	要介護2	8,940 円 (894 円)
	要介護3	9,470 円 (947 円)
	要介護4	10,010 円 (1,001 円)
	要介護5	10,540 円 (1,054 円)

おもな加算される金額

※介護サービス・介護予防サービスで加算の種類が変わる場合があります。
() 内は利用者負担

短期入所サービスを利用する場合は、サービス費用の自己負担とは別に料金がかかる場合があります。

- 送迎加算……送迎を行うことが必要と認められるサービス利用者に対して、自宅から入所施設までの送迎を行う場合は、片道につき、1,840 円 (184 円) を加算します。
- 療養食加算……利用者の状態を考慮して、療養食の提供が行われた場合は、1 日につき 230 円 (23 円) を加算します。
- 緊急短期入所ネットワーク加算……緊急時の短期入所サービスの提供に対応するため、複数の短期入所事業者がそれぞれに連携して 24 時間相談可能な体制の確保等を行った

場合は、1 日につき 500 円 (50 円) を加算します。

- 若年性認知症利用者受入加算……若年性認知症利用者に対して短期入所生活介護を行った場合は、1 日につき 1,200 円 (120 円) を加算します。
- 個別リハビリテーション実施加算……短期入所療養介護事業所の理学療法士、作業療法士または言語聴覚士が個別リハビリテーションを行った場合は、1 日につき 2,400 円 (240 円) を加算します。

施設サービス

以下の施設サービスについては、
要介護 1～5 の人が利用できます。
(要支援 1・2 の人は利用できません)

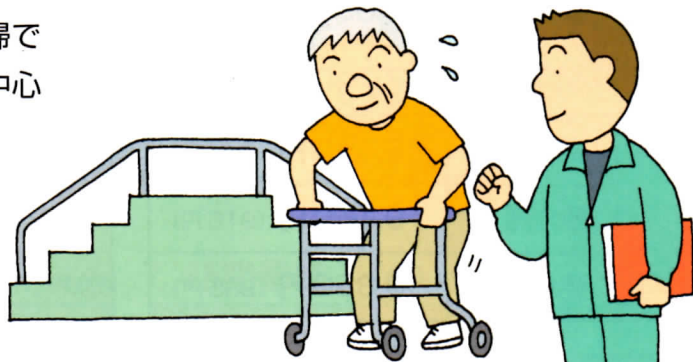
■介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられます。



■介護老人保健施設（老人保健施設）

状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを行います。



■介護療養型医療施設（療養病床等）

急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする人のための医療施設です。



住み慣れたまちで暮らしつづける

地域密着型サービス

※ 原則として他の市区町村のサービスは利用できません。



要支援 1・2 の人
介護予防認知症
対応型通所介護

認知症の人を対象に専門的なケアを提供する通所介護です。

■サービス費用のめやす () 内は利用者負担

内 容	要介護度	サービス費用
6時間以上 8時間未満 の場合	要支援 1	8,350円 (835円)
	要支援 2	9,340円 (934円)
	要介護 1	9,670円 (967円)
	要介護 2	10,710円 (1,071円)
	要介護 3	11,750円 (1,175円)
	要介護 4	12,800円 (1,280円)
	要介護 5	13,840円 (1,384円)



要介護 1～5 の人
認知症対応型
通所介護

認知症の人が共同生活をする住宅で、介護スタッフによる食事、入浴などのサービスを受けられます。

●ショートステイで利用ができる場合もあります (費用は異なります)。

■サービス費用のめやす () 内は利用者負担

	要介護度	サービス費用
1日に つき	要支援 2	8,310円 (831円)
	要介護 1	8,310円 (831円)
	要介護 2	8,480円 (848円)
	要介護 3	8,650円 (865円)
	要介護 4	8,820円 (882円)
	要介護 5	9,000円 (900円)



要支援 2 の人※
介護予防認知症
対応型共同生活介護
(グループホーム)

※ 要支援 1 の人は利用できません。



要介護 1～5 の人
認知症対応型共同
生活介護
(グループホーム)

■サービス費用のめやす

●ユニット型個室を利用する場合 () 内は利用者負担

	要介護度	サービス費用
1日に つき	要介護 1	6,690円 (669円)
	要介護 2	7,400円 (740円)
	要介護 3	8,100円 (810円)
	要介護 4	8,810円 (881円)
	要介護 5	9,410円 (941円)



要介護 1～5 の人
地域密着型介護老人福
祉施設入所者生活介護

定員が 30 人未満の小規模な介護老人福祉施設に入所する人が、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを受けられます。

介護サービス・介護予防サービスを利用するまでの流れ

《申請》

手続きは市役所介護・高齢福祉課、楠総合支所、中部地区市民センターを除く各地区市民センターで「要介護認定」の申請ができます。申請できるのは本人または家族ですが、居宅介護支援事業所や介護保険施設、地域包括支援センターや在宅介護支援センターなどが代行することもできます。

(必要なもの：介護保険被保険者証、本人と申請者の認印)
※40歳から64歳までの方は、医療保険被保険者証

《要介護認定》

●認定調査

心身の状態などについて本人と家族などへの聞き取り調査を行います。

●主治医意見書

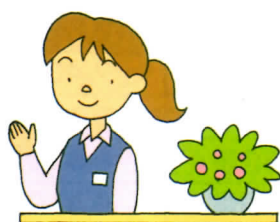
心身の状態に関する意見書の作成を、かかりつけの医療機関に市から依頼します。

コンピュータ
判定
(一次判定)



認定の更新・変更

認定の有効期間は原則6か月（更新認定の場合は12か月）です。引き続きサービスを利用したい場合は、有効期間満了前に更新または変更の申請をしてください。



《サービスの利用》

ケアプランや介護予防ケアプランに基づいてサービスを利用します。原則として、費用の1割は利用者の負担となります。



介護サービスを利用するためには、「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。サービスを利用するまでの手続きの流れは以下のようになっています。

●介護認定審査会 (二次判定)

認定調査の結果と
主治医意見書をもと
に、保健・医療・福
祉の専門家が審査し
ます。

●認定

介護を必要とする度
合い(要介護状態区分)
が認定されます。
日常生活が自立して
いると認められた場合
は「非該当」となります。

要支援 1
要支援 2
要介護 1
要介護 2
要介護 3
要介護 4
要介護 5
(非該当)

利用できるサービス



要支援 1・2 の人

介護予防サービス

介護保険の介護予防サービス
が利用できます。



要介護 1～5 の人

介護サービス

介護保険の介護サービスが利
用できます。



非該当の人

介護予防(二次予防)事業

本市が行なう介護予防(二次
予防)事業が利用できます。

《介護サービス計画依頼》

要支援 1・2 の方は地域包括支援セ
ンターへ、要介護 1～5 の方は居宅
介護支援事業所へ介護保険被保険者証
を添えて申し込み、ケアプランの作成
を依頼します。



更新の場合は、現在利用中のサービスの継続
を居宅介護支援事業所または地域包括支援セン
ターに相談します。

《認定結果の通知》

原則として申請から 30 日
以内に、認定結果が通知され
ます。



介護サービス・介護予防サービスの ケアプラン作成の流れ

ケアマネジメント

介護サービスの
利用対象者
(要介護 1～5)



居宅介護支援事業所

ケアマネジャーによる アセスメント

利用者の心身の状態や環境、生活歴などを把握し、課題を分析します。



サービス担当者との 話し合い

本人の力を引き出せるようなサービスを、利用者・家族とサービス担当者を含めて検討します。



介護予防ケアマネジメント

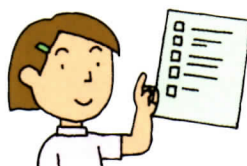
介護予防サービスの
利用対象者
(要支援 1・2)



地域包括支援センター

保健師等による アセスメント

アセスメント表や本人・家族との話し合いにより、利用者の心身の状態や環境、生活歴などを把握し、課題を分析します。



サービス担当者との 話し合い

目標を設定して、それを達成するための支援メニューを、利用者・家族とサービス担当者を含めて検討します。



介護予防（二次予防）
事業の
利用対象者※



保健師等による アセスメント

チェックリストなどを用いて利用者の心身の状態を把握し、課題を分析します。

サービス担当者との 話し合い

複数のサービスを利用するなど必要な場合にのみ実施します。

※基本チェックリストによる調査等により二次予防事業の対象者とされた人

介護サービス・介護予防サービスともに、個人に合わせたケアプラン・介護予防ケアプランを作り、それに基づいてサービスを利用します。ケアプランは居宅介護支援事業所で、介護予防ケアプランは地域包括支援センターでそれぞれ作成します。

ケアプランの作成

利用するサービスの種類や回数を決定します。



介護保険の 介護サービスを利用



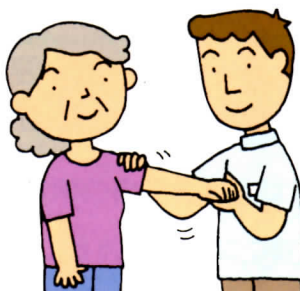
一定期間ごとに要
介護認定を更新し
ます。

介護予防ケアプラン の作成

目標を達成するためのサービスの種類や回数を決定します。



介護保険の 介護予防サービスを利用



一定期間ごとに効
果を評価、プラン
を見直します。

介護予防（二次予防） 事業を利用



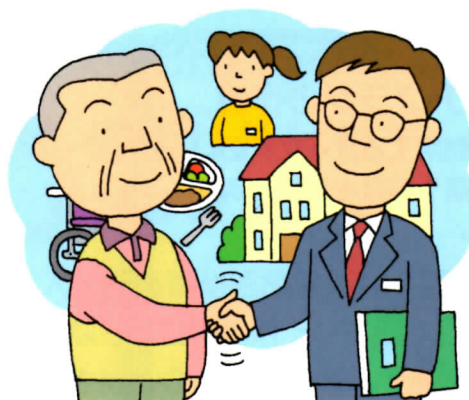
一定期間ごとに効
果を評価、ケアの
内容を見直します。

必要時に簡易な介 護予防ケアの内容 の検討

納得いくサービスを受けるために よりよい事業者を選びましょう

事業者を選択する際に最も大切なのは、サービスの内容について十分に把握しておくことです。よりよい事業者を選ぶためには、地域の評判を聞く、実際に施設を見学する、事業者の評価が公開されているときにはそれを参考にするなど、積極的に情報収集を行うことも大切です。

自分に合った適切なサービスを受けるために、事前にしっかりと確認しておきましょう。



よい事業者を見分けるポイント

1 サービスの具体的な内容が書かれた書類（重要事項説明書）を渡し、わかりやすく説明してくれる

2 利用したいときに事業所が開いている（日曜日や連休、年末年始など）



3 あなたが受けたいサービスを利用できる（重要事項説明書にも、できていることが書かれている）

4 事業所の職員の人数や資格が重要事項説明書に書かれている



5 サービスの利用日や曜日を变えたいとき、希望に沿って対応してくれる

6 介護保険が使えるサービスと使えないサービスが、重要事項説明書にはっきりとわかるように書かれている

7 利用料と支払い方法またキャンセルしたときの料金などが、重要事項説明書にわかりやすく書かれている

8 苦情や相談、意見を受け付ける担当者がいる



9 体の調子が急に悪くなったときなどに、どうすればよいか、重要事項説明書にわかりやすく書かれている

10 事故が起こったときにどうするのか、お金がかかったときにどう補償されるのかなど、重要事項説明書に書かれている

利用しているサービスを
チェックしましょう

介護保険
サービス

満足度チェック

現在、あなたが利用しているサービスは適切なものですか？
よりよいサービスを利用するため
に、サービス内容を細かくチェッ
クしてみましょう。

●職員の対応について

- ・担当のケアマネジャーはわかりやすく説明してくれますか？ -----▶ はい・いいえ
- ・あなたが希望することに素早く対応してくれますか？ また、そうでない場合、その理由を説明してくれましたか？ -----▶ はい・いいえ

●介助方法について

- ・あなたが希望している順番とやり方を確認したうえで、介助してくれますか？ -----▶ はい・いいえ
- ・希望しているやり方でできない場合は、その理由を説明してくれましたか？ -----▶ はい・いいえ

●苦情・疑問について

- ・あなたの苦情や疑問を聞いてくれますか？ -----▶ はい・いいえ
- ・あなたの苦情や疑問に、素早く適切な対応をしてくれましたか？ -----▶ はい・いいえ

●調理・食事サービスについて

- ・食事の温かさや冷たさは、満足のいくものですか？ -----▶ はい・いいえ
- ・食事は、あなたの健康や体の状態を考えたものですか？ -----▶ はい・いいえ

●入浴介助について

- ・湯上がりには丁寧に体をふいてくれますか？ また、着衣は暑くならないように、または湯冷めしないうちに対応してくれますか？ -----▶ はい・いいえ
- ・入浴時のプライバシーに配慮してくれますか？ -----▶ はい・いいえ

●排せつ介助について

- ・あなたの排せつの希望を確認して介助してくれますか？ -----▶ はい・いいえ

●看護・リハビリサービスについて

- ・看護師、作業療法士、理学療法士などは適切な処置をしてくれますか？ -----▶ はい・いいえ

●送迎サービスについて

- ・送迎時間はちょうどいい時間帯ですか？ -----▶ はい・いいえ

●自宅の整備について

- ・利用している福祉用具は不具合な点もなく安全で、清潔ですか？ -----▶ はい・いいえ
- ・改修後の自宅は不具合な点もなく住みやすくなりましたか？ -----▶ はい・いいえ

「いいえ」と答えた項目の改善や不満、疑問については、サービス事業者やケアマネジャー、地域包括支援センター等に相談しましょう。

介護予防（二次予防）事業

二
次

生活機能が低下し、介護や支援が必要となるおそれがある高齢者を把握し、介護予防（二次予防）事業の対象者を選びます。



**65 歳以上の高齢者※を対象に、
市が基本チェックリストによる調査を実施**

※ 要支援・要介護の認定を受けている人は対象となりません。

生活機能の向上が必要な高齢者を決定

**市が行う
介護予防（二次予防）事業を利用**

地域包括支援センターで、介護予防ケアの内容を検討し、介護予防（二次予防）事業を利用します。

- 運動器の機能向上
- 閉じこもり予防・支援
- 栄養改善
- 認知症予防・支援
- 口腔機能の向上
- うつ予防・支援

基本チェックリストとは

生活機能（人が生きていくための機能全体のことで、体や精神の働きのほか、日常生活動作や家事、家庭や社会での役割など）が低下していないかをチェックするのが「基本チェックリスト」です。できるだけ生活機能を低下させないことが、介護予防につながります。高齢期をいつまでも健やかに過ごすために、基本チェックリストによる調査を積極的に受けましょう。

●介護予防の拠点となる「地域包括支援センター」

地域包括支援センターとは、高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として、市区町村が主体となり設置された機関です。ここでは、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが中心となって、介護予防に関するマネジメントをはじめとする高齢者への総合的な支援が行われます。

～地域包括支援センターが行うおもな事業～

地域の高齢者への総合的な支援（包括的支援事業）を行います。

介護予防ケアマネジメント

介護予防の相談や介護予防ケアプランの策定などを行います。

総合相談・支援

介護保険だけではなく、さまざまな制度や地域資源を利用した総合的な支援を行います。

権利擁護、虐待早期発見・防止

高齢者の人権や財産を守る権利擁護事業の拠点として、成年後見制度の活用や虐待の早期発見・防止を進めていきます。

地域のケアマネジャーなどの支援

ケアマネジャーのネットワークの構築や、困難事例に対する助言などを行います。

在宅介護支援センターと 地域包括支援センター

介護や福祉のサービスを使いたい

家族に介護が必要な人がいるけど、どうしたらいいのかわからない…

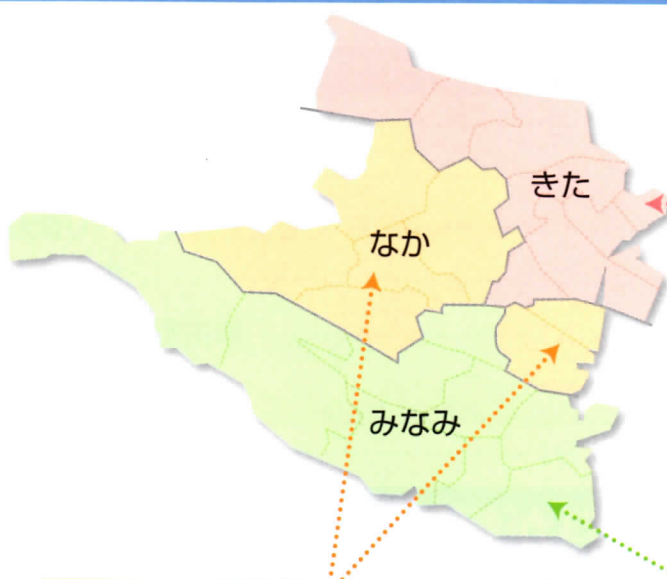
まずは、お近くの『在宅介護支援センター』まで、お電話ください

在宅介護支援センターとは、介護に関する相談や、福祉サービスを利用するための連絡や調整など、在宅介護に関するあらゆる相談にのってくれる最も身近な相談窓口です。

また、在宅介護支援センターで対応が困難な場合などには、地域包括支援センターが、その支援にあたります。

どちらも市役所に代わって相談業務を行う公的な相談窓口ですので、安心してご相談ください。

在宅介護支援センターの担当地域



四日市市北地域包括支援センター

☎059-365-6215

地域包括支援センターランチ／在宅介護支援センター

【富洲原】	天力須賀	☎059-361-5361
【富洲原】	富洲原	☎059-366-2600
【富田】	富田	☎059-365-5200
【大矢知】	ヴィラ四日市	☎059-363-2882
【羽津】	羽津	☎059-334-3387
【海蔵】	YMCA	☎059-333-9831
【八郷】	ハピネスやさと	☎059-366-3301
【下野】	諸朋苑下野	☎059-338-3005
【保々】	聖十字保々	☎059-339-7788

四日市市中地域包括支援センター

☎059-354-8346

地域包括支援センターランチ／在宅介護支援センター

【中部】	ユートピア	☎059-355-2573
【中部】	みなと	☎059-357-2110
【橋北】	四日市市中央	☎059-354-8324
【川島】	川島	☎059-322-3613
【神前】	かんざき	☎059-327-2223
【三重】	陽光苑	☎059-333-4622
【県】	くぬぎの木	☎059-327-2267
【桜】	英水苑	☎059-326-6618

四日市市南地域包括支援センター

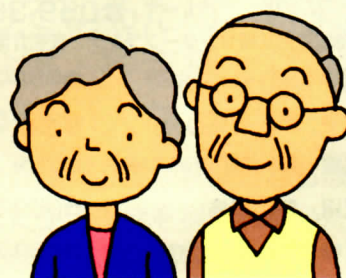
☎059-328-2618

地域包括支援センターランチ／在宅介護支援センター

【常磐】	常磐	☎059-355-7522
【四郷】	四郷	☎059-322-1761
【日永】	日永英水苑	☎059-347-9977
【塩浜】	しおはま	☎059-349-6381
【小山田・水沢】	小山田	☎059-328-1814
【内部】	うねめの里	☎059-348-3988
【河原田】	南部陽光苑	☎059-347-7336
【楠】	くす	☎059-398-2001

特別対策により介護保険料が軽減されています!!

介護保険は平成21年4月から新たに第4期がスタートし、それにともない介護保険料も見直されました。みなさんへの介護保険サービスの供給量の変化と介護報酬の改定により介護保険料が変更されています。ただし、介護報酬改定にともなう保険料の上昇分は国の特別対策により軽減されています。



四日市市 介護・高齢福祉課

354-8427 (認定審査係)

354-8170 (高齢福祉係)

354-8190 (保険料係)

354-8425 (管理係)